

## 弁理士研修制度のあり方について

### 1. 弁理士の研修制度の概要と現状

#### (1) 弁理士に求められる資質

弁理士制度は、一義的には、工業所有権に関する手続の円滑な実施を図り、工業所有権の適正な保護に資することを目的として創設されたものであり、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、国際登録出願に関する特許庁における手続や、特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立て、裁定に関する経済産業大臣に対する手続の代理等については、弁理士の専権業務とされている。

加えて、知的財産の効率的な活用を図り、ライセンスの実施、売却等により積極的に投下資本の回収を進め、さらに新たな研究開発等の創造活動に再投資をしていく、いわゆる「知的創造サイクル」を促進することも、弁理士に求められている。

こうしたことから、弁理士には、権利を取得しようとするユーザーの利益を適切に実現するとともに、特許庁における出願審査等の事務処理負担の軽減に資するという観点から、特許庁に対する工業所有権の出願手続や異議申立て等の業務について専門的な知見を有することが必要不可欠であると考えられる。

また、弁理士が、関税定率法に規定する認定手続に関する手続代理、工業所有権等に関する仲裁事件の手続代理、工業所有権等に関する売買・ライセンス契約の締結の代理、工業所有権等の訴訟に係る補佐人又は訴訟代理等を行う場合には、これらの業務を適切に行いうる専門的な知見が求められることは言うまでもない。

#### (2) 弁理士試験による資質の担保について

弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としており、工業所有権法その他の法令に関する幅広い知識を有しているかどうか、法律や事実に対して適切な理解力を有しているかどうか、これらに基づいて論理的な思考能力・判断能力・問題解決能力が備わっているかどうかを判断している。

また、弁理士が、特定侵害訴訟において訴訟代理を行う場合には、必要な研修を終了した上で、特定侵害訴訟代理業務試験に合格すること等が要件とされており、民法及び民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を習得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を

備えているかが判断される。

さらに、いったん弁理士として登録した場合には、その職務の遂行にあたって、高い品格、品性を保持するとともに、常に業務に関する専門的知見の陶冶を行うことが求められている（弁理士法第3条）。

### （3）弁理士の研修制度に関する指摘

平成12年の弁理士法改正にあたっては、ニーズに対応した弁理士の十分な量的拡大が可能となるよう試験制度の見直しが行われたが、工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会においては、「弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきであるとの意見もあるが、弁理士会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。」との報告が取りまとめられている。

また、平成12年の弁理士法の改正により、弁理士数の大幅な増加が見込まれたことを受けて、平成12年7月から同13年6月に特許庁において「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」が開催され、「日本弁理士会においては、こうしたニーズに対応して、弁理士が高度かつ多様なサービスを提供できるよう、新人研修の強化、継続研修の導入等を図るべきである。特に、知的財産紛争への対応能力を強化するためには、民法・民事訴訟法等に関する研修を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。主要な研修については、研修の受講履歴を公表し、これらの研修の受講を促すとともに、ユーザーが個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択し得るようにすべきである。」との報告<sup>1</sup>が取りまとめられた。

さらに、本年6月8日に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2006」においては、「弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用する。」とされている。

---

<sup>1</sup> 「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会報告書」（平成13年6月18日、特許庁）

#### (4) 日本弁理士会における研修制度

日本弁理士会は、その会則において会員の研修に関する規定を設けることとされており、現行会則においては、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めること(第56条)

弁理士は、本会又は本会が設置する期間が実施する研修を受講することができること(第57条) 弁理士は、研修のうち、弁理士倫理に関する科目その他の科目の研修を受講するように努めなければならないこと(第58条)

会員の研修受講歴を公表すること(第59条)等が定められている。

なお、日本弁理士会による研修受講歴の公表は、現状では平成12年の弁理士法改正時の附則第6条に基づいた研修<sup>2</sup>についてのみ行っている。

会則第56条で規定している研修の具体的な内容は、以下のとおり。

- (a) 弁理士試験合格者を対象として弁理士業務の基礎知識を習得する新人研修
- (b) 特許庁および裁判所等に対する手続や会員のスキルアップに関連する事項を内容とする会員研修
- (c) 弁理士がプロとしての実力をつける会員継続研修
- (d) 民法及び民事訴訟について会員に自己研鑽の機会を提供する基礎研修
- (e) 会則第58条に基づく「弁理士倫理」に関する倫理研修
- (f) 特定侵害訴訟代理権を取得するための要件となる特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修
- (g) 大学の協力を得て開設される情報工学、バイオテクノロジー及びナノテクノロジーなどを含む各分野における先端技術に関する先端技術研修
- (h) 日本弁理士会と外部機関との間において、共通のテーマ等について、合同で行う研修、等

(参考資料 2-1：日本弁理士会における研修について)

(参考資料 2-2：日本弁理士会の新人研修カリキュラムについて)

(参考資料 2-3：平成17年度日本弁理士会の既登録者向け研修カリキュラムについて)

---

<sup>2</sup> 弁理士法附則第6条に基づく研修は、新たに追加された業務(著作権法、不正競争防止法、契約・仲裁)を行うために平成12年の弁理士法改正以前に弁理士登録をした者に対して行う研修である。

## 2. 弁理士に対する研修のあり方について

### (1) 問題の所在

平成 12 年の弁理士法改正により、試験科目数の見直し、免除制度の導入等の試験制度の見直しが行われ、弁理士試験の受験者数及び合格者数は大幅に増加した。他方、弁理士試験における実際の各試験科目の試験問題作成は、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会において、学識経験者や実務者等を試験委員として任命し行っており、弁理士試験の合格基準及び難易度は、旧・新の弁理士試験においてほぼ同様のものとなるように運用されている。

このため、旧弁理士試験と比べ新弁理士試験における合格者の知識及び論理的な思考能力・判断能力・問題解決能力等のレベルはほぼ同様の水準であると考えられる。

また、弁理士試験においては、平成 12 年の見直し以前から、実務経験が受験資格とはされておらず、弁理士登録においても、弁理士試験合格者の実務経験が要件とはされていない。このため、弁理士試験に合格した後は、研修等を活用して自己研鑽をするか、特許事務所や企業に勤務し OJT により実務能力を習得するなどの方法により、弁理士としての業務を行うために必要な実務能力を向上させていたものと考えられる。

しかしながら、弁理士試験の合格者の増加にともなって、こうした特許事務者や企業に勤務する機会が相対的に減少することにより、合格者の資質の水準自体は従来と同様であっても、弁理士試験合格者が OJT により実務能力を習得しにくくなり、実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスが低下するのではないかとの懸念が指摘されている。

#### 弁理士試験合格者の工業所有権の実務経験

工業所有権に関する実務経験を取得する場としては、特許事務所や会社の知財部が一般的である。

平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間に於いて、弁理士試験合格者の職種別内訳をみると、会社員及び特許事務所勤務者以外の合格者は毎年約 25% から 30% となっており、その比率はこの 5 年間で大きな変化は見られない。このことから、最近の合格者は、工業所有権の実務経験がない者の割合が大きくなってきているという傾向はみられないと言える<sup>3</sup>。なお、仮に、平成 17 年度の弁理士試験合格者 711 名について実務未経験者の数を推

---

<sup>3</sup> 特許庁ホームページ

計すると、会社員及び特許事務所勤務者以外の者を実務未経験者とすれば、24%で、人数としては170名程度である。また、会社員の中には部署によっては工業所有権の実務経験がない者もいることから、仮に会社員のうち半数が実務経験がないとするとこれに21%が加わることとなり、人数にして320名程度が実務未経験者と推測される。

	会社員	特許事務所	無職	その他
平成13年度	36.2%	39.4%	21%	3.4%
平成14年度	38%	36%	18%	8%
平成15年度	35%	40%	18%	7%
平成16年度	33%	38%	17%	12%
平成17年度	42.5%	33.6%	14.5%	9.4%

#### 弁理士試験合格者の就職状況

日本弁理士会が行った「弁理士業務の実態及び意識調査報告書」(平成17年8月)により、特許事務所の今後(3年<sup>4</sup>)の増員規模を推計したところ、弁理士は約4500名、補助者もほぼ同程度の採用が見込まれるとされている。平成17年度弁理士試験合格者711名に対して、会社員及び特許事務所勤務者以外の者を実務未経験者とすれば、前述の通り170名程度である。さらに、会社員の中で半数程度を工業所有権に関する実務未経験者として仮定し加えても320名程度であり、増員規模数と比較すると少数であり、この日本弁理士会の推計を前提とすれば実務未経験者が、特許事務所に就職できないということはないのではないかと考えられる。

(参考資料2-4：弁理士業務の実態及び意識調査報告書  
(平成17年8月、日本弁理士会)より抜粋)

また、特に、実際に問題となるのは、実務未経験者で弁理士試験に合格し、特許事務所や会社に就職することなく直接一人事務所を開設した者であると考えられる。

この観点から、平成15年に弁理士登録した者(529名)のうちで特許事務所や企業での勤務経験が無い者についての状況を調査した。平成15年に弁理士登録した者で、登録後特許事務所や企業に勤務せず、すぐに一人事務所を開設した者は登録者全体の約4%<sup>5</sup>であった。また、弁理士登録時に

<sup>4</sup> 弁理士業務の実態及び意識調査報告書(平成17年8月、日本弁理士会)

<sup>5</sup> 日本弁理士会調べ。特許事務所や企業での勤務経験の有無の判定にあたっては、弁理

は一人事務所を開設し、その後に特許事務所や企業に就職する者もいるものと考えられるところ、この4%の者のうち平成17年末の時点でも特許事務所や企業に勤務せず、登録時から2、3年経過しても依然として一人事務所を開設している者は約半数であった（登録者全体の中では約2%）。このように、実務経験がないまま一人事務所を運営する者は少ないのが実態である。

また、知的財産研究所が行った「弁理士制度の実態及び今後の方向性に関するアンケート調査」（平成17年8月）<sup>6</sup>によると、「弁理士の選択方法」としては、最も多いのは、「同業他社など企業間における評判」で、次いで「弁護士からの紹介」等であった。このことから、弁理士を選ぶにあたっては他者からの評判や紹介によっていて、実務経験のない新人弁理士にいきなり出願等を依頼する者はほとんどいないものと考えられる。このアンケート結果からも、実務経験なしに一人事務所を開設しても依頼はほとんど来ないものと考えられ、実務経験がないまま一人事務所を開設する者は少ないということと符合<sup>7</sup>するものと考えられる。

#### 弁理士の継続的な研修の受講状況について

日本弁理士会においては、継続研修や会員研修の他、基礎研修・実力養成研修、特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修等が実施されている。このうち、弁理士の専権業務に関連の深い継続研修及び会員研修についてみた場合、平成17年度の実受講者数は、継続研修（1テーマ3時間）について829名（1テーマ単位ののべ人数）、会員研修（1回3時間）について1777名（1回単位ののべ人数）、特別研修（1テーマ約3時間）について945名（1回単位ののべ人数）、地域研修（1回3時間）について184名（1回単位ののべ人数）となっている。このため、平成17年度末における日本弁理士会の会員数（自然人のみ）6695名からみると、1年間に一人当たり約0.5回分（約1.5時間）の研修しか受講されていないという状況にある。

---

士登録日より3年前までさかのぼり、登録日から3年前までの間で6か月以上企業の知的財産関連部署や特許事務所での勤務をしたことのある者を、勤務経験有りとした。ただし、企業での勤務経験は確認できても部署が不明な場合には、知的財産関連部署勤務経験有りとはカウントしていない。

<sup>6</sup> 今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書（平成18年3月、財団法人知的財産研究所）

<sup>7</sup> 依頼者は、弁理士の過去の実績、評判や紹介等で依頼しており、実務経験がないまま一人事務所を開設した者に依頼することはほとんどなく、経営も成り立ちにくいことから一人事務所開設者も少なくなっている。

## (2) 論点

### 日本弁理士会の新人研修

現在、日本弁理士会においては、弁理士業務を行うにあたって必要な基礎知識の習得を目的として、希望する弁理士試験合格者に対して、任意の新人研修を実施している。同研修は春（前期）と秋（後期）の2回に分けて行われており、受講者は、eラーニングなども活用しつつ、通算50課目、合計102時間の研修を受けることとなっている。

平成16年度弁理士試験合格者に対する新人研修においては、合格者の約69%にあたる435名が受講し、うち約75%にあたる327名が修了認定書を受領しており、合格者全体の約7割が新人研修を受講し、約5割が研修を終了しているという状況にある。

（参考資料2-5：新人研修の受講者数について）

### 平成16年度弁理士試験合格者向け新人研修<sup>8</sup>

	座学集合研修	e-ラーニング	合計
前期（春）	16課目 43.5時間（8日間）	14課目 21時間（2か月間）	30課目 64.5時間
後期（秋） （前期研修の受講後に実務経験を積んだ者を対象）	5課目 15時間（3日間）	15課目 22.5時間（2か月間）	20課目 37.5時間

弁理士試験の新たな合格者に対する工業所有権の実務に係る義務研修等について

以下の点についてどう考えるべきか。

- ・ 前述の2.(1)において、  
弁理士試験合格者の工業所有権の実務未経験者は、新旧の弁理士試験においても比率に変化はない。  
弁理士試験合格者の就職状況について、特許事務所の増員計画により実務未経験者を雇い入れることは可能とも考えられる。  
新人弁理士のうち実務経験がなく、かつ一人事務所を開設する者は約4%である。  
などのこうした点も勘案しつつ、弁理士試験の新たな合格者に対して、義務研修を課す制度の必要性についてどのように考えるか。  
また、検討にあたっては、知財人材全般の量的な拡大が求められている現状において、義務研修を弁理士登録の前とするか後とするかにもよるが、

<sup>8</sup> 日本弁理士会資料

その運用の仕方によっては弁理士への新たな参入障壁となりうることに留意することが必要であると考えられる。

なお、弁理士試験合格者の実務能力を高めるため、義務研修に代わる方法として、一定の実務経験を有することを弁理士試験の受験資格とする方法や、弁理士試験の試験科目に明細書の作成等の実務能力を問う科目を加えるといった方法も考えられる。

しかしながら、実務経験を受験資格とすることは、現行制度に新たに大きなハードルを設けることとなり弁理士試験の最終合格者数が大きく減少することが確実と考えられること、実務試験を課した場合には新たに明細書の作成能力の評価の負担が著しく増大し、試験の運営が事実上できないと考えられることや現行の他の士業における試験でも殆ど例がないことに留意する必要がある<sup>9</sup>。

(参考)

他士業の実務に係る義務研修制度

現行の公認会計士制度においては、公認会計士試験の合格者が開業登録するための要件として、2年間の業務補助等(実務経験)及び実務補修(研修)を義務づけている<sup>10</sup>。また、社会保険労務士においても、2年間の実務経験が登録の要件とされている。

弁理士に対する継続的な義務研修について

弁理士法第3条(弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。)において、弁理士は業務に関する法令及び実務に精通するため、研修等を活用することによって、最新の法改正や技術動向を把握するとともに、実務能力に係る自己研鑽が求められるが、上記2.(1)で示されたように、任意の研修制度を履修している弁理士の数は必ずしも多いとは言えない状況にある。

例えば、平成17年度の日本弁理士会の会員研修では、「平成の特許法改正および審査基準改訂の解説」や「商標法の一部改正法案の概要」が行われているが、これら最新の法改正や審査基準改正、条約・規則改正などは、工業所有権に関する実務を行う弁理士には業務上必要な知識として習得しておくべきものであり、義務研修の対象とすべきではないかとも考えられる。

<sup>9</sup> 司法書士試験においては、不動産登記及び商業(法人)登記に関する知識に係る試験科目で登記申請書の作成に関する問題が出題されているが、申請書と明細書では評価する際の頁数が全く異なるものと考えられる。

<sup>10</sup> 公認会計士法第15条、第16条

公認会計士制度においては、平成 14 年 4 月から公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけを行っていたが、公認会計士が資格取得後も、その専門的能力と幅広い識見を維持・向上させていくことができるよう、平成 15 年の公認会計士法の改正<sup>11</sup>により、公認会計士は毎年度必要な単位数（40 単位以上）を履修することが義務化された<sup>12</sup>。違反した場合には、監査業務の辞退勧告等や氏名等の公表の検討対象になる<sup>13</sup>。

また、司法書士制度においては、日本司法書士連合会の内部規則である研修規則等により、研修を年間 12 単位取得するものとする、との規定を設け、会員である司法書士の研修を義務化している。また、倫理研修についても、同研修規則において、開業後 3 年、その後は 5 年ごとに受講しなければならないことを義務化しており、違反した場合には、注意勧告が行われることとなっている。

さらに、弁護士制度においても、東京第二弁護士会の内部規則である会則により、弁護士会員は規則で定める継続研修を年間 12 単位以上履修しなければならないとされ、継続研修が義務化されている。

一方、日本弁理士会の会則においては、継続研修及び倫理研修は努力義務に過ぎない。このような状況を踏まえ、以下の点についてどう考えるべきか。

・日本弁理士会における継続研修を会則又は法令において義務化し、違反した場合の措置等（例えば、研修の未受講者に対しては、「氏名の公表」、「研修を受講するまでの間の業務の停止」等）を講ずることにつきどう考えるべきか。

なお、今後各士業の資格の更新制の議論が本格化することも想定されるが、弁理士資格の更新制度を検討する場合には、このような日本弁理士会

<sup>11</sup> 金融審議会公認会計士制度部会報告（平成 14 年 12 月 17 日）においては、法制度上「継続的専門研修」の受講を義務づけと併せて、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することとされている。

<sup>12</sup> 公認会計士法第 28 条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

公認会計士法第 28 条に規定する研修に関する内閣府令

<sup>13</sup> 日本公認会計士協会会則第 83 条の 2 本会は、会員が、第 83 条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかった場合において、規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、規則に定める必要な措置を講ずることができる。

における研修への取組による効果を踏まえることが必要ではないかと考えられる。

(参考資料 2-6：各士業における登録時の実務経験要求有無、及び登録後の義務研修の有無について)

#### 弁理士の研修受講を促す措置について

前述したように、日本弁理士会では会則第 59 条によって会員の研修受講歴を公表することとなっているが、実際には研修受講歴の公表は、現状では平成 12 年の弁理士法改正時の附則第 6 条に基づいた研修のみである。

また、前述の「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」においては、「新人研修、継続研修、法律研修等の受講を促すため、主要な研修については、弁理士毎に修了した研修を公表するなどの措置を併せて考えるべきである。また、それによりユーザーが弁理士の専門分野を把握し、個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択できるような情報提供の仕組みとすることが必要である。」との報告が取りまとめられている。

このような状況を踏まえ、以下の点についてどう考えるべきか。

- ・こうした会則の規定及び報告書の趣旨に沿って、日本弁理士会において弁理士の研修履修歴を公表することが必要ではないかと考えられるがどうか。